

人事労務実務と組織づくりのワンポイントレター



おかみさわ通信

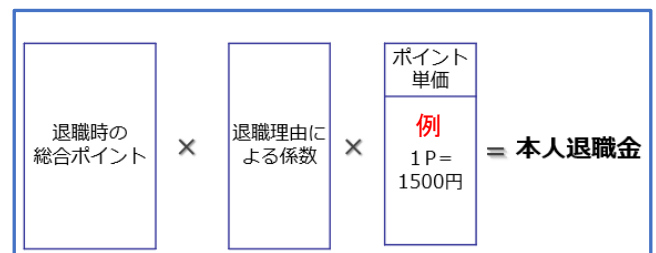
おかみさわ社会保険労務士事務所
代表 田村 由理社会保険労務士
A4一枚評価制度&人事制度構築士
仕事と家庭の両立支援プランナー
一般社団法人JBIA認定 Start-up Attendant
日本褒め言葉カード協会認定 褒め言葉トランプインストラクター
電話 0176-58-5885 HP <https://okamisawa-sr.com/>

[実務確認事項] 退職金制度の再構築「ポイント制退職金」とは？

先月のおかみさわ通信でご紹介した採用・定着に続く内容として、退職金制度の再構築の考え方についてご紹介します。現在、就職意識感は、チャレンジをしたい！という働き甲斐よりも休日や休暇数が多い等、働きやすさを重視する安定化志向が高まっていると言われています。退職金においても制度が無いよりは、ある会社の方が注目されやすいといえます。しかしながら、退職金に関しては、満足度を引き出す「動機付け要因」ではありません。あったとしても満足にはならない。一方、欠けると不満度が高まるので(「衛生要因」)、在職中の貢献に見合った支給をしていきたいところです。

例えば、現行制度は、退職時給与連動型。そのため、在職中の頑張りを適正化できていない…。現在は、勤続年数に応じた定額制。そのため、貢献度に見合った退職金支給になっていない…。など、退職金制度が思うように機能していない場合にご紹介したいのが、「ポイント制退職金」です。ポイント制退職金とは、下表(毎年のポイント付与基準)のように、毎年、何かしらの要素でポイントを付け、そのポイントを積み重ねていき、単価を掛けて算出する仕組みです。

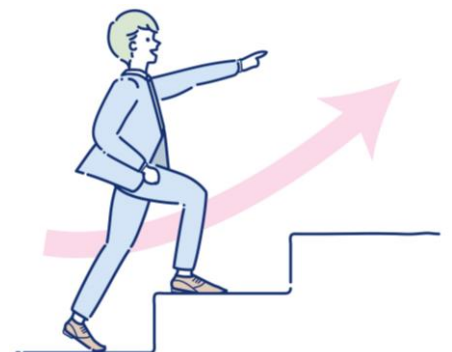
毎年のポイントを付与する基準	
①等級	その年の資格等級に基づいてポイントを決定 (L3は20pt、S2は10ptなど)
②役職	その年の担当した役職に基づいてポイントを決定 (部長は10pt、課長は5ptなど)
③評価	その年の評価結果に基づいてポイントを決定 (A評価は15pt、B評価は10ptなど)
④勤続年数	入社からの勤続年数にてポイントを決定 (勤続年数×1ptなど)
⑤年齢	その年の年齢に基づいてポイントを決定 (年齢×1ptなど)
⑥その他	調整やその他の事由により特別加算ポイントを決定



× ポイント単価

ポイント制方式の再構築は、1~4のような検討ステップ(スケジュール)で行います。

- 1.ポイントが付く要素は何にしておくか？
- 2.1pt(ポイント)あたりの単価はいくらにするか？
- 3.退職金支給モデルの作成と現状とのシュミレーション実施。
- 4.現在の退職金をポイント換算して移行する。



中途入社であっても成果に対してポイントを付与する方法を取ることで、貢献に対して公平に答えることができるようになります。また、賃金制度と分離するため、賃金(基本給)、退職金、どちらの制度も変更しやすいというメリットがあります。現行の退職金制度について見直しを考えていらっしゃる場合は、選択肢として、ポイント制も検討してみたいはいかがでしょうか。

[改正予定]

「令和6年分所得税定額減税のしかた」

「令和6年度税制改正の大綱」に、令和6年分の所得税について定額減税を実施することが盛り込まれました。正式決定前ですが、その重要性から、正式決定した場合の定額減税の事務手続の内容が国税庁から公表されています。給与所得者(社員)に対する所得税の定額減税は、給与の支払者(会社)において行うこととされていますので、そのポイントを国税庁の資料を基にお伝えします。

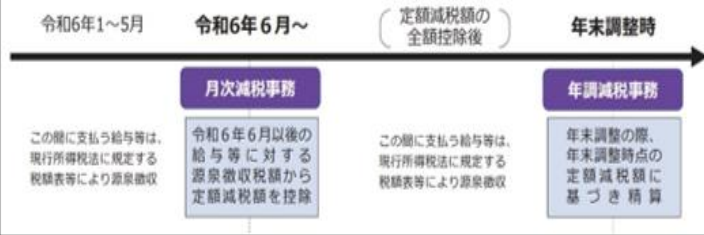
《給与の支払者の事務のあらまし/国税庁の資料より》

給与所得者に対する定額減税は、扶養控除等申告書を提出している給与所得者(いわゆる甲欄適用者)に対して、その給与の支払者のもとで、その給与等を支払う際に、源泉徴収税額から定額減税額を控除する方法で行われます。

給与の支払者は、

- ① 令和6年6月1日以後に支払う給与等(賞与を含みます。以下同じです。)に対する源泉徴収税額からその時点の定額減税額を控除する事務(以下「**月次減税事務**」といいます。)
- ② 年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき精算を行う事務(以下「**年調減税事務**」といいます。)

の二つの事務を行うことになります。



※なお、定額減税額の計算については、基本的に、扶養控除等申告書により判断することになります。

☆令和6年においては、給与計算の一環として、上記の事務手続が追加されることになりそうです。対象となる社員には、“合計所得金額が1,805万円以下”などの要件がありますが、扶養控除等申告書を提出しているほとんどの社員が対象になると思われます。

月次減税事務・年調減税事務の時期が近づいてきましたら、改めて、そのポイントをお伝えします。

☆個人住民税についても定額減税が実施される予定です。令和6年度の住民税の特別徴収が少し変則的になる模様ですので、正式決定があり次第、これについても改めてお伝えします。

定額減税特設サイト:

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

おかみさわ事務所の活動

働くにまつわる悩みを解決する勉強会を定期開催していますが、今回は、コミュニケーション編での開催です！「褒めて伸ばそう」「部下を褒めよう、子どもを褒めよう」ってよく聞きますか？「褒めたほうが良いね」ということは広まりつつありますが、具体的にどうしたらいいの？と感じていらっしゃるいませんか？今回は、褒め言葉トラップを使ったワークを通して、褒めるポイントと一緒に掴んでいきます。大切な人に届けたい言葉や自分自身が元気になる受け取りたい言葉に出会えたら、仕事だけでなく、自分との関係、そして、家族との関係をもっとよくなります。あなたも相手も幸せを感じる言葉を一緒に見つけませんか？

教えて社労士さん！
コミュニケーション編

褒めることがワクワク楽しくなる！
「褒め言葉トラップセミナー」

日時 3月16日(土) 14:00-16:00

場所 ファーマーズマルシェhitotsubu (ひとつぶ) 2階 (おいらせ町南久保5-3-3)

参加費 2,200円(税込) ドリンク代込み

講師: おかみさわ社会保険労務士事務所 会社と働く人をつなぐ社労士 田村 由理

申込 お問い合わせ

お申込みフォームはこちら。
*ご不明点は、公式LINE(「教えて社労士さん」)または事務所へお問い合わせください。
電話: 0176-96-5095 (おかみさわ社会保険労務士事務所)



ワークを通して、褒めるポイントを体感する内容ですので、大切な人に届けたい言葉や自分が元気になる言葉に出会えたら仕事もプライベートももっと楽しくなりますよ。一緒に体感してみませんか？

今月の日常の小さな幸せ♡

息子がこども園を卒園しました。式開始前から、思い出のスライドショーが映し出され、子どもたちが練習してきた三浦香南子さん作詞・作曲の「6才のうた」が流れ、開始前から涙涙。生後8か月から今日までの5年間を頑張った息子が頼もしく感じ、子どもとの関わりを通して、私自身経験したことも思い出し、ここまでありがとう、感謝を感じる時間となりました。また、この5年間は、たくさんの感情にも出会い、感情を味わい、新しい感情も難しい感情も受け入れることで、変化を作れることを親子で学んだ時間でもありました。息子の卒園証書は家族の卒園証書！また、新しい世界の扉を開きますが、親子で頑張ります！応援いただけると嬉しいです。



3月もよろしくお伝えいたします！ おかみさわ社会保険労務士事務所